

## ◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会招集規則

平成 6 年 4 月 1 日

規則 第 1 号

(目的)

**第 1 条** この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 102 条第 2 項の規定により、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の議会の定例会について定めることを目的とする。

(招集の月)

**第 2 条** 定例会は、毎年 3 月、7 月及び 11 月にこれを招集する。

(繰下げ又は繰上げ招集)

**第 3 条** 管理者は、前条の規定により定例会を招集することが困難な場合は、これを繰下げ又は繰上げて招集することができる。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会の定例会の招集時期を定める規則の廃止)

2 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会の定例会の召集時期を定める規則（昭和 45 年規則第 3 号）は、廃止する。